

高教組通信 No.13

2007年11月9日
兵庫高教組書記局
<http://www.hyogo-kokyoso.com/>

「評価・育成システム」開示は12日まで！ ひろく開示を求めましょう

「評価・育成システム」=新勤評における教職員評価の開示が行われています。今のところ昨年のような「オールC」などという非常識な例は明らかになってはいませんが、「こんな評価は納得できない」という声が高教組本部にも寄せられています。また「校長が変わると評価が一変し、評価に客観性がないことがよくわかった」という意見もあがっています。

開示を求める教職員が少なく、校長によるいい加減な評価が当たり前になって、それが賃金・処遇にリンクするようなことになれば重大な問題です。ひろく開示を求めていきましょう。

公式の開示期間は11月12日(月)までとなっていますが、開示の開始が遅れたり、校長の不在など学校の事情によっては、その後も開示を求めていくことは当然のことです。

納得できない「評価」については苦情申し出を

私たちは県教委や校長に対して、恣意的な印象評価は教育をよくするどころか、教職員のやる気を失わせることを指摘し、AやCをつけるのであれば具体的事実にもとづいて特記事項を記すことを求めてきました。昨年の場合も実際は印象記述でしかない場合が数多くありました。

納得できない評価に対しては苦情申し出を行い、どのような基準で評価を行ったのかを明らかにさせ、評価を変えさせることが必要です。すでに何人かの方から、苦情申し出を行いたいとの声があがっています。

苦情申し出は開示を受けてから2週間（最終は11月26日） 校長に意思表示し、県教委に「苦情申出書」の提出を

手続きは以下の通りです。

校長に対し苦情申出を行う意思表示を行います。取扱要綱では「開示を受けた日から概ね2週間以内」となっています。できるだけ早く伝えます。

校長が不在であったり、申し出を拒否しようとする場合は、電話で県教委の教職員課教職員制度係(連絡先 078-362-9424)まで苦情申し出の意思を伝えます。

「苦情申出書」を県教委に提出します。用紙の提出はあとでもかまいません。「直接県教委に持参」となっていますが、具体的な提出方法は県教委の係と相談して決めます。

用紙は「試行の手引き」にはいっており、管理職から受け取ることができます。また、県教委ホームページからも取り出すことができます。

「苦情申出書」用紙の取り出し方

県教委ホームページ (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>) をひらき、次のようにすすんでください。

「事務局各課室」 「教職員課」 「新しい教職員人事評価・育成システムの試行について」 「詳細へ 教職員人事評価・育成システム試行の手引き(改訂版)(PDF形式 523KB)」 P50が「苦情に関する取扱要綱」、P52が「苦情申出書」(記入用紙)です。

高教組組合員で苦情申し出をされる方は、本部までご連絡下さい。